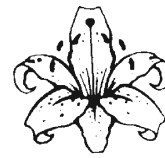


# 神奈川県公報



県の花：山ゆり

令和4年4月22日(金曜日)

号外第26号

毎週火曜日及び金曜日発行

目次	ページ	監査の結果について	1
○監査委員公表		監査の結果により講じた措置について	12

## 監査委員公表

### 神奈川県監査委員公表第12号

#### 監査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づき、請求人から提出された住民監査請求について、同条第5項の規定に基づき監査した結果を次のとおり請求人に通知したので、これを公表する。

令和4年4月22日

神奈川県監査委員 村上英嗣  
 同 太田真晴  
 同 吉川知恵子  
 同 嶋村ただし  
 同 たらさき雄介  
 監第1373号  
 令和4年2月25日

請求人

(略) 様

神奈川県監査委員 村上英嗣  
 同 太田真晴  
 同 吉川知恵子  
 同 嶋村ただし  
 同 たらさき雄介

住民監査請求に基づく監査の結果について（通知）

令和3年12月27日に受理した住民監査請求（以下「本件監査請求」という。）について、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第5項の規定に基づき、監査を行ったので、その結果を次のとおり通知する。

#### 第1 請求に対する判断

請求を棄却する。

#### 第2 請求の内容

##### 1 請求人から提出された令和3年12月27日付け請求書の内容

（原則、内容は原文「1 請求の要旨」のまま。ただし、項目番号の一部付け替え等を行った。）

##### 1 請求の要旨

###### (1) 請求の対象

横須賀土木事務所長 横須賀土木事務所工務部河川砂防課長

#### (2) 対象となる行為

令和3年6月及び令和3年8月に行われた、“令和元年度海岸高潮対策工事（公共）その1 令和2年度海岸高潮対策工事（公共）その3 令和2年度海岸高潮対策工事（県単）その7合併”の設計変更に関する行為

#### (3) 不当な理由

本工事は横須賀市長井の護岸をかさ上げする目的である。そのための一期工事として、既存護岸の地盤を掘り起こし、コンクリートを流しこむなどして基礎の強化を行うものである。横須賀土木事務所工務部河川砂防課が担当している。

河川砂防課は工事に先立ち、“(横土334) 令和2年度海岸高潮工事（県単）その2”で発注した「海岸護岸設計業務委託報告書」を令和3年3月に受領した。報告書によれば工事個所の3か所に対し、地質調査を行っていたが、既存護岸の地中の補強構造についての調査は行われていなかった。

令和3年6月、工事が開始され、工事を落札した建設業者が現場を掘り起こしたところ、想定した補強構造とは違う構造が発見され、設計変更が必要となった。建設業者はこのため護岸修正設計費として6,699,000円を要することになった。

さらに令和3年8月には形状の違う別の個所で、新たな補強構造が見つかり、再度修正設計が必要となり、3,586,000円の追加費用が余儀なくされた。

この再設計費用に対し、河川砂防課は当初の予算内で納めるために工事範囲を縮小すること、及び一部の工事の見直しなどで対応した。これは表面的な予算増はないものではあるが、縮小した工事範囲は追って施工せざるを得ないため、実質的に予算増になるものである。また工事の見直しで対応できるのであれば、当初の積算が甘かったことになる。

そもそも地盤を掘り下げ、基礎の強化を行う工事であるのに、試掘及び非破壊調査の手段をとることなく、地中の構造を推定するだけで工事を始めたために起こった事態であり、当初の調査段階で試掘及び非破壊調査を行っていたら、かかる支出はなかったものである。また少なくとも令和3年6月の1回目の修正設計の時点で全地点の調査を行っていたら、令和3年8月の2回目の修正

この公報は再生紙を使用しています

購読料  
 一箇月 二、九三〇円 一箇年 三三、一六〇円  
 (消費税・地方消費税・送料込み)  
 本号一部一、〇五八円(消費税及び地方消費税込み)

発行

横浜市中区日本大通一  
 神奈川県政策局政策部政策法務課  
 電話横浜(〇四五)二一〇一一一

印刷

横浜市鶴見区矢向三一一五一一七  
 野崎印刷紙器株式会社  
 電話横浜(〇四五)五七一三五〇八

設計は避けられたはずである。

さらに、当初の調査設計業務は競争入札により受託業者を決定している。その一方、修正設計は工事業者からの発注となっていて、横須賀土木事務所は直接的にかかわっていない。これは本来入札によって得られるはずの公平性、透明性、価額の正当性などについて到底担保できるものではない。

上記のように、本件は、十分な事前調査を行わないまま、工事を着工したため、本来必要な費用が発生したものである。

#### (4) 請求する措置

横須賀土木事務所工務部河川砂防課長及び横須賀土木事務所長の2名に対し、2回にわたる修正設計費 計10,285,000円(6,699,000円+3,586,000円)を県に返還することを求める。

## 2 請求人

氏名 (略)

住所 (略)

## 3 請求人から提出された事実を証する書面

(原則、題名は請求人から提出された「事実証明書」のまま。)

別添1 「設計積算書表紙(当初)」と冒頭に記載された書面

別添2 令和3年6月16日付け起案の「設計変更打合せ簿」と冒頭に記載された書面等一式

別添3 「設計積算書表紙(当初)」と冒頭に記載された書面

別添4 令和3年8月18日付け起案の「設計変更打合せ簿」と冒頭に記載された書面等一式

## 第3 請求の受理

本件監査請求は、実際に受け付けた令和3年12月27日付けをもって受理した。

## 第4 監査の実施

### 1 請求人からの証拠の提出及び陳述

#### (1) 証拠の提出

請求人から令和4年1月14日付けで、「打合せ記録簿」と冒頭に記載された証拠書面1通が追加提出された。

#### (2) 陳述の内容

請求人は、令和4年1月21日10時から神奈川県庁(以下「県庁」という。)新庁舎3階の第2監査室において、監査委員に対して陳述を行った。

陳述の内容は次のとおりであった(原則、発言のまま記載している。)

今回、監査請求を申し上げた(略)でございます。本日は陳述の機会をいただき大変ありがとうございます。

陳述を始めさせていただきますが、基本的には、お手元にあると思うのですが、請求の書面に記したとおりでございますけれども、文章が拙い部分もありますし、ちょっと一部訂正もさせていただければと思います。

まず、訂正の箇所についてなんですが、監査請求書の

中段にあります、「令和3年6月に669万9,000円」、「令和3年8月に358万6,000円」という内容の記述がありますが、こちらのちょっと前後関係がちょっと特定できません、私の中では、6月と8月で、この二つの金額を合わせた「1,028万5,000円」を要したということで訂正をさせていただきたいと思います。

ただ、ちょっと、金額の分類、分類というか内訳ですので、請求の趣旨、内容等には変わりはないと思われましたのでその辺のことは御了承いただければと思います。

それでですね、今回の請求内容なんですが、横須賀土木事務所が設計を怠ったがために、こちらのかかる事態が発生したことだということでございます。

横須賀土木事務所は、令和3年3月に、この護岸工事、横須賀市長井で行われている、護岸工事の工事に先立って調査、設計を委託しました。

それで、設計書の報告書、「令和2年度海岸高潮対策工事(県単)その2海岸護岸設計計画業務委託報告書」という報告書を委託先のA社より受領しております。

この報告書は、設計の根拠となるデータ、各種データ、それから、最終的に工事を施工するに当たっての工事車両の搬入ですとか、その辺まで非常に細かく書かれた10cmにも及ぶ報告書でございます。

今回監査請求をさせていただいた、この工事の一期工事というのは、現在ある既存の護岸の地下、基を補強するというのが一期工事でございます。ちなみに、二期工事はこの後、既存護岸を4mまでかさ上げするというものでございます。

この二期工事のために今回一期工事として護岸の基礎を強化すると、補強するという内容です。肝心のその一期工事の基礎の補強なんですが、10cm程に及ぶ詳細な計画書の中でも、一切その既存護岸の基礎についての調査が、試掘調査が行われていません。

追加でお出しさせていただいた、令和2年10月14日に行われたと思われる第4回の打合せ記録簿にも、「現状で確認できる範囲で断面を断定するように指示を受けた」という記載があるとおり、あくまでも推定で地下の基礎を想定しています。

ただ、この記録簿には試掘調査結果という言葉もあるのですが、これは、基礎工事を確認するための試掘、実際に掘る作業ではなく、標準貫入試験又はスウェーデン式サウンディング試験、簡易動的コーン貫入試験という試験であって、土質、どこまで土でどこまで砂でどこまで岩盤かみたいな形の、土質を調査するものであって、簡単なボーリング調査みたいなものと思われま。

これすらも、380m、全長で380mに及ぶ工事範囲の中で、わずか3ヶ所で土質を調査したのみであります。

普通、地下の構造を補強するというのであればその基となる構造が一番重要ではないかと考えます。どのような構造になっているかわからなければ補強のしようもないわけですし、補強というのは、まさに文字どおり、強さを補

うものですから、現状の構造がどのようになっているか、これが一番重要だと思います。

私のような素人が考えても、地下を掘るときに、その地下の工事が、中がどうなっているか、というのが一番重要だと思います。このことに関してA社は、「現状で断面を推定しろ」という指示を出しているわけです。

この試掘をしないで始めた設計図面を基に工事を始めました。この令和3年4月からです。

ところが、掘ってみたら、想定していたのと違う構造が出てきてしまったんですね。慌てて再設計を依頼した。それで、当然期間がかかっているわけですし、その金額もかかっているわけです。

さらに、再設計が一応進んだ段階で工事をまた始めました。そうすると、別のポイントで、また別の形の構造が出てきてしまったと。2回に及ぶ設計変更をしなければならなくなりました。

少なく考えて、最低で考えても1回目の工事で違う構造が出てきた段階で、なぜ2回目を、2回目というか全箇所を調査しなかったのかについていうのもありますし、1回目の工事から少しおかしいなと思いますけれども、2回もやってしまったわけです。こちらの工事を担当した方は、言っでは申し訳ないですけれども、全く学習していなかったというふうにとれます。

この2回にわたる再設計及びその辺の工事の施工費の間違が出てきてしまったので、それが当初お話しした、合わせて1,200...ごめんなさい、1,000飛び280...ごめんなさい、1,000飛び28万5,000円という金額になります。

これは当初、調査が綿密に行われていれば、試掘なりの方法、あるいは非破壊検査、電波なり超音波なりを使った非破壊検査を行っていたら、この金額は発生してこなかったものと思われま。

これは主にその調査の内容、調査を行った担当課長並びに管理責任のある横須賀土木事務所長が負うべきであると考えております。

以上、陳述以上になります。

2 請求人から提出された令和4年1月31日付け補正書の内容

(「1 請求人からの証拠の提出及び陳述-(2) 陳述の内容」をふまえ、請求人から補正書の提出を受け付けた。なお、内容は原文のままである。)

令和3年12月27日に提出した神奈川県職員措置請求書について、次のとおり補正します。

補正内容

補正箇所	補正前	補正後
1枚目「・」の第3段落及び第4段落	令和3年6月、工事が開始され、工事を落札した建設業者が現場を掘り起こしたところ、想定した補強構造とは違う構造が発見され、設計変更が必要となった。建設業者はこのため護岸修正設計費として6,699,000円を要する	令和3年6月、工事が開始され、工事を落札した建設業者が現場を掘り起こしたところ、想定した補強構造とは違う構造が発見され、設計変更が必要となった。建設業者はこのため護岸修正設計費を要することになった。

ことになった。 さらに令和3年8月には形状の違う別の個所で、新たな補強構造が見つかり、再度修正設計が必要となり、3,586,000円の追加費用が余儀なくされた。	さらに令和3年8月には形状の違う別の個所で、新たな補強構造が見つかり、再度修正設計が必要となり、追加費用が余儀なくされた。これら2回にわたる修正設計により、合計で10,285,000円を要したことになる。
---	--

3 監査対象事項の特定

請求人は、県の行為について以下のとおり主張していると認められる。

「令和元年度海岸高潮対策工事(公共)その1 令和2年度海岸高潮対策工事(公共)その3 令和2年度海岸高潮対策工事(県単)その7 合併(以下「本件工事」という。)は、横須賀市長井1丁目地先の長井海岸における既存護岸(以下「本件護岸」という。)の地盤を掘り起こし、コンクリートを流し込む等して基礎の強化を行うものである。

神奈川県横須賀土木事務所(以下「横須賀土木事務所」という。)は、本件工事の開始前に、本件護岸の地中の補強構造を調査していなかった。

令和3年6月、本件工事が開始され、工事を落札した建設業者が現場を掘り起こしたところ、想定した補強構造とは違う構造が発見されたため、設計変更が必要となった。

さらに、同年8月には形状の違う別の箇所新たな補強構造が見つかり、再度修正設計が必要となり、追加費用を余儀なくされた。

これら2回にわたる修正設計により、合計で10,285,000円を要したことになる。

当初の調査段階で試掘及び非破壊調査を行い、地中の補強構造を確認していれば、かかる支出は発生しなかったものである。また、少なくとも令和3年6月の1回目の修正設計の時点で全地点の調査を行っていたら、同年8月の2回目の修正設計は避けられたはずである。

上記のように、本件は、十分な事前調査を行わないまま工事を着工したため、本来必要のなかった費用が発生したものである。

よって、横須賀土木事務所長及び横須賀土木事務所工務部河川砂防課長に対し、2回にわたる修正設計費 計10,285,000円を県に返還させることを求める。

以上のことから、横須賀土木事務所における2回にわたる修正設計に伴う追加費用の支出が法第242条第1項に規定されている違法又は不当な公金の支出に該当するか否か、そして、これにより県に損害が生じているか否かを監査対象事項とした。

4 監査対象箇所への調査

本件監査請求に関し、監査対象箇所として、本件工事の執行管理を行う横須賀土木事務所及び本件工事に関する予算措置について国との調整を行う県土整備局河川下水道部砂防海岸課(以下「砂防海岸課」という。)を選定した。そして、令

和4年1月17日10時から横須賀土木事務所3階大会議室において横須賀土木事務所の職員調査を実施し、本件護岸の構造に係る判断過程等について聴取を行い、同日15時から横須賀土木事務所立会の下、本件工事の現場を調査するとともに、同月21日15時30分から県庁新庁舎12階小会議室において砂防海岸課の職員調査を実施し、本件工事の予算措置等について聴取を行った。

なお、職員調査後も必要に応じて電話等で追加聴取を行った。

横須賀土木事務所及び砂防海岸課の主張の要旨は、次のとおりであった。

(1) 横須賀土木事務所

ア 本件工事に関する概要について

横須賀市長井一丁目地先の長井海岸は、北側を海に面し、東西に延びる護岸が設置された海岸である（下図1

参照）。本件護岸は、天端高（基本水準面から天端（構造物の頂部）までの高さをいう。以下同じ。）が相模灘沿岸海岸保全基本計画（以下「相模灘基本計画」という。）で定める防護水準を満たしていないため、かさ上げを行う必要がある。

本件工事は、かさ上げに先立って本件護岸を補強する目的で、背面にコンクリートを打設し護岸重量を増加させるものである（下図2参照）。

本件工事の区間には、海岸線に沿って設置された区間（以下「標準部」という。）と海岸線から凹状に護岸が設置され砂が堆積していた区間（以下「湾入部」という。）がある。

また、過年度は、本件工事及びかさ上げ工事の施工に必要な資料作成のため、測量業務、地質調査業務及び海岸護岸設計業務を委託した。



図1 本件工事の平面図

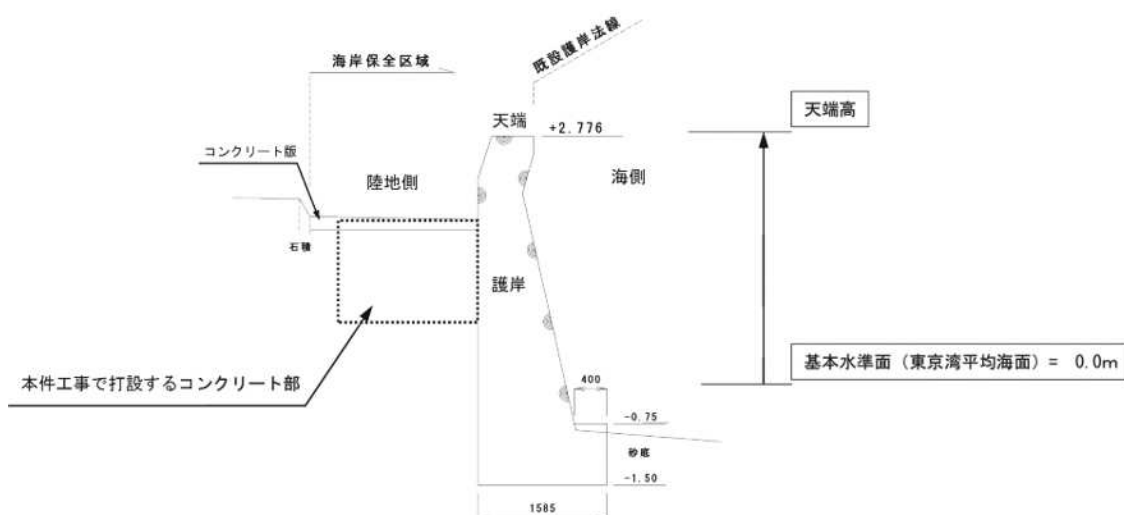


図2 本件護岸の断面図（工事着手時）

イ 契約の状況及び経緯について

(7) 過年度の委託業務に係る契約の状況

a 「平成29年度海岸高潮対策工事(県単)その15 平成30年度海岸高潮対策工事(県単)その1 合併」測量業務委託

委託事業名	委託先	(設計額) 契約額	契約締結日	検査年月日	委託事業の内容等	入札参加者数	備考
			完了(予定) 年月日				
平成29年度海岸高潮対策工事(県単)その15 平成30年度海岸高潮対策工事(県単)その1 合併	B社	円 (3,952,800) 3,206,520	H30.7.30		測量業務 4級基準点測量 N=18点 4級水準測量 L=0.7km 路線測量 L=0.43km 現地測量 A=0.039km <sup>2</sup>	者  23	
			H30.9.28				
変更第1回			H30.9.20	H30.11.26	工期の変更 (変更前) H30.7.30 ~H30.9.28 (変更後) H30.7.30 ~H30.11.16		基準点・水準点の検定作業に不測の日時を要したため
			H30.11.16				

b 「平成30年度海岸高潮対策工事(2月補正・公共)その3 令和元年度海岸高潮対策工事(県単)その9 合併」測量業務委託

委託事業名	委託先	(設計額) 契約額	契約締結日	検査年月日	委託事業の内容等	入札参加者数	備考
			完了(予定) 年月日				
平成30年度海岸高潮対策工事(2月補正・公共)その3 令和元年度海岸高潮対策工事(県単)その9 合併	B社	円 (3,410,000) 2,728,000	R1.11.1		測量業務 海岸横断測量 N=19断面	者  14	
			R2.2.7				
変更第1回			R2.2.6	R2.3.9	工期の変更 (変更前) R1.11.1 ~R2.2.7 (変更後) R1.11.1 ~R2.3.6		関係機関との調整に不測の日時を要したため
			R2.3.6				

c 「平成30年度海岸高潮対策工事(2月補正・公共)その4 令和元年度海岸高潮対策工事(県単)その12 合併」地質調査業務委託

委託事業名	委託先	(設計額) 契約額	契約締結日	検査年月日	委託事業の内容等	入札参加者数	備考
			完了(予定) 年月日				
平成30年度海岸高潮対策工事(2月補正・公共)その4 令和元年度海岸高潮対策工事(県単)その12 合併	C社	円 (3,135,000) 2,664,189	R2.1.10		地質調査業務 ボーリング調査 N=2箇所	者  19	
			R2.3.25				
変更第1回		円 4,177,800	R2.3.24	R2.3.31	調査地点の追加 ボーリング調査 N=1箇所		正確な地層状況を把握するため、調査地点を追加する必要が生じたため
			R2.3.25				

## d 「令和2年度海岸高潮対策工事(県単)その2」海岸護岸設計業務委託

委託事業名	委託先	(設計額) 契約額	契約締結日	検査年月日	委託事業の内容等	入札参加者数	備考
			完了(予定) 年月日				
令和2年度海岸高潮対策工事(県単)その2	A社	円 (19,052,000) 15,619,032	R 2. 7. 15		海岸護岸設計業務 予備設計 1式 実施設計 1式	者  10	
			R 2. 11. 13				
変更第1回			R 2. 11. 12		工期の変更 (変更前) R 2. 7. 15 ～R 2. 11. 13 (変更後) R 2. 7. 15 ～R 3. 3. 31		工事進入路の検討が必要となったため
			R 3. 3. 31				
変更第2回		円 17,367,900	R 3. 3. 24	R 3. 3. 31	業務の追加 仮設設計及び施工計画		
			R 3. 3. 29				

## (4) 本件工事に係る契約の状況

工事名	工概要	契約締結日	(設計額) 契約額	完成年月日	請負業者名	変更理由	入札参加者数	備考
		契約工期		検査年月日				
本件工事	工事延長 L=300.1m 護岸補強工 L=300.1m	R 3. 3. 23	千円 (121,022) 111,317		D社		者  18	令和2年度事故 繰越 111,317千円
		R 3. 3. 23 ～R 3. 3. 31						
変更第1回	労務単価の改定による変更	R 3. 3. 26	千円 112,166			「令和3年3月から適用する公共工事設計労務単価等の運用に係る特例措置等の事務取扱について(通知)」に基づく単価改定のため		
変更第2回	工期の延長	R 3. 3. 31						
		R 3. 3. 23 ～R 4. 2. 28				関係者との調整に不測の日時を要したため		
変更第3回	工期の延長	R 3. 8. 30				本件護岸の構造型式が当初発注と異なることによる護岸断面の変更のため		令和3年8月20日付け工事等内容変更指示書に基づき請負業者に指示したもの
		R 3. 3. 23 ～R 4. 3. 31						

(ウ) 本件工事に係る経緯

年月日	内容
令和3年5月31日	本件工事に着工
6月15日	西側の標準部において本件護岸の背面土砂の掘削を開始したところ、護岸構造が当初想定していた重力式とは異なる扶壁式であることが判明したことから、西側の標準部で扶壁(注)1の間隔を調べるために護岸背面を試掘した。
同月18日	本件工事の請負業者に対し、工事等内容変更指示書に基づき護岸修正設計業務を本件工事内容に追加するよう指示した。
同月23日	湾入部の護岸背面を試掘した結果、護岸構造が扶壁式ではなく、当初想定していた重力式とは勾配等の形状が異なる重力式であることが判明したため、同月18日に指示した護岸修正設計業務に、設計断面を1断面追加するよう指示した。
同年8月20日	工事等内容変更指示書に基づき、護岸修正設計業務で作成した護岸断面により本件護岸を補強するとともに、工事区間の変更及び工期の延長を指示した。
同月30日	本件工事に係る変更契約(工期の延長)を締結

(注)1 扶壁とは、表のり被覆工に対して直角方向に突き出た壁をいう。

(注)2 護岸修正設計業務の追加に伴う本件工事に係る変更契約は、今後、本件工事の施工数量等が確定した後に行う。

ウ 本件監査請求に対する見解について

(7) 「令和3年6月、工事が開始され、工事を落札した建設業者が現場を掘り起こしたところ、想定した補強構造とは違う構造が発見され、設計変更が必要となった。建設業者はこのため護岸修正設計費を要することになった。」「令和3年8月には形状の違う別の個所で、新たな補強構造が見つかり、再度修正設計が必要となり、追加費用が余儀なくされた。」「これら2回にわたる修正設計により、合計で10,285,000円を要したことになる。」との主張に対する見解について

令和3年6月15日、本件工事の請負業者が先行して施工する西側の標準部において本件護岸の背面土砂の掘削を開始したところ、護岸構造が当初想定していた重力式とは異なる扶壁式であることが判明したことから、西側の標準部で扶壁の間隔を調べるために護岸背面を試掘した。

西側の標準部が扶壁式であると判明した当時、本件工事区間の護岸の外観形状が同様であることや海岸護岸は同一構造で整備することが一般的であることから、全ての地点で同じ扶壁式であると判断した。

そして、同月18日、本件工事の請負業者に対し、工事等内容変更指示書に基づき護岸修正設計業務を本件工事内容に追加するよう指示した。これに伴う費用は、県の積算基準により約3,000,000円(官積算額3,586,000

円×本工事請負率0.92=3,299,120円)を見込んだ。

また、護岸修正設計業務中にも施工可能な工事として、湾入部の護岸前面に堆積していた砂の移動作業を行ったところ、砂で隠れていた部分の形状が標準部と異なっていたため、同月23日に湾入部の護岸背面を試掘した結果、護岸構造が扶壁式ではなく、当初想定していた重力式とは勾配等の形状が異なる重力式であることが判明した。そのため、同月18日に指示した護岸修正設計業務に設計断面を1断面追加するよう指示した。

これにより、標準部と湾入部の2ケースを検討する護岸修正設計業務に要する費用は、県の積算基準により約6,000,000円(官積算額6,699,000円×本工事請負率0.92=6,163,080円)を見込んだ。なお、護岸修正設計業務の追加に伴う本件工事に係る変更契約は、今後、本件工事の施工数量等が確定した後に行う。

そして、同年8月20日に、本件工事の請負業者に対し、工事等内容変更指示書に基づき、護岸修正設計業務で作成した護岸断面により本件護岸を補強するとともに、工事区間の変更及び工期の延長を指示した。

したがって、「令和3年8月には形状の違う別の個所で、新たな補強構造が見つかり、再度修正設計が必要となり、追加費用が余儀なくされた。」との主張には、日時の特定において事実誤認がある。

また、護岸修正設計業務に要する費用は、本件工事の完成検査後に合わせて支払われる予定で、現時点では約6,000,000円を見込んでいるため、「これら2回にわたる修正設計により、合計で10,285,000円を要したことになる。」との主張にも事実誤認がある。

(イ) 「河川砂防課は当初の予算内で納めるために工事範囲を縮小すること、及び一部の工事の見直しなどで対応した。これは表面的な予算増はないものではあるが、縮小した工事範囲は追って施工せざるを得ないため、実質的に予算増になるものである。また工事の見直しで対応できるのであれば、当初の積算が甘かったことになる。」との主張に対する見解について

当初の積算では、その時点で必要な工種を計上しているが、本件工事では、工事着手後に本件護岸の構造が当初の想定と異なることが判明したため、護岸の補強の形状や、これに伴う地面の掘削の範囲及び深さ等の見直しを行った。工事の見直しに当たっては、予算内で対応すべく、本件工事では、工事範囲を縮小することとした。また、護岸の構造以外についても、工事の進捗に伴い、当初の積算と条件等が異なる場合、その都度、適切に見直しを行っている。

したがって、当初の積算が甘かったとは考えていない。

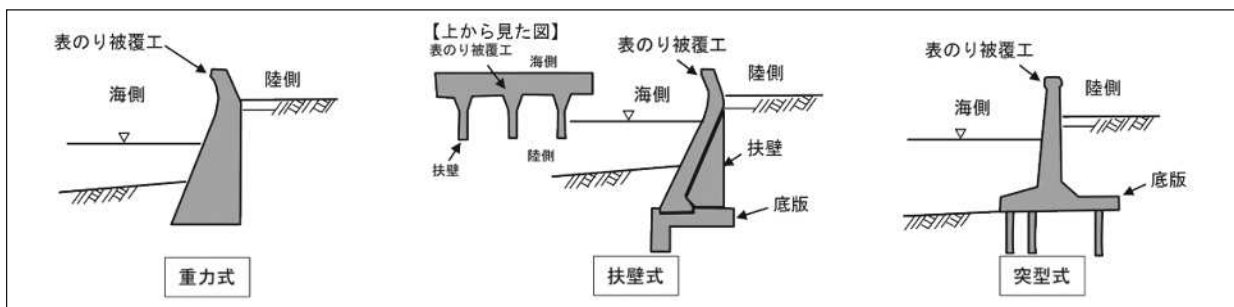
(ウ) 「報告書によれば工事個所の3か所に対し、地質調査を行ってはいしたが、既存護岸の地中の補強構造についての調査は行われていなかった。」「そもそも地盤を

掘り下げ、基礎の強化を行う工事であるのに、試掘及び非破壊調査の手段をとることなく、地中の構造を推定するだけで工事を始めたために起こった事態であり、当初の調査段階で試掘及び非破壊調査を行っていれば、かかる支出はなかったものである。また少なくとも令和3年6月の1回目の修正設計の時点で全地点の調査を行っていれば、令和3年8月の2回目の修正設計は避けられたはずである。」「本件は、十分な事前調査を行わないまま、工事を着工したため、本来必要なかった費用が発生したものである。」との主張に対する見解

について

本件護岸は、表のり（海側）の勾配が1：1（垂直距離：水平距離）より急な直立型と呼ばれる構造で、昭和44年から46年までに整備された護岸である。なお、設計図、工事完成図等の護岸構造を知るための資料は存在しない。

直立型には主に重力式、扶壁式及び突形式の型式がある（下図参照）ところ、当事務所は、以下のaからcまでの理由により、本件護岸を表のり被覆工のみで構成される重力式と判断した。



直立型護岸型式図

a まず、「平成30年度海岸高潮対策工事（2月補正・公共）その4 令和元年度海岸高潮対策工事（県単）その12 合併」地質調査業務委託（以下「令和元年度地質調査業務委託」という。）において、地質構成等のデータを収集するために陸地側の護岸から1m程度離れた位置でボーリング調査を実施したが、護岸の底板は確認されなかった。本件護岸が突形式であれば、ボーリング調査時に底板を確認できるため、本件護岸は突形式ではない。

b 次に、扶壁式の護岸は、表のり被覆工、扶壁、底板から構成される。扶壁式は、扶壁があることにより他の型式の護岸と比べて本体の厚みが薄くなり、使用するコンクリートの量を減らすことができるため、設置する護岸の高さや勾配によっては経済性の面で重力式に代わって用いられることがある。

しかし、本件護岸は、高さが約4m、表のり勾配が1：0.3で、一般的な扶壁式よりも高さが低く勾配が急なため、重力式で施工した場合と比べてもコンクリートの減量はわずかしは見込めない。

また、扶壁式は、その構造上の理由から重力式より施工に手間を要する。

したがって、コンクリートのわずかな減量しか見込めないにもかかわらず、本件護岸が施工に手間を要する扶壁式を採用しているとは予見しがたい。

c 一方、海岸保全施設の構造事例を全国的にまとめた「海岸保全施設構造例集」（建設省河川局海岸課監修、社団法人全国海岸協会編、昭和57年3月）に照らしてみると、本件護岸の高さと表のり勾配は、重

力式の事例と一致する。

また、当事務所管内には、長井海岸と同様の埋め立てにより海岸線を前に出した地形として長井初声海岸及び逗子海岸が挙げられるところ、これらの海岸に設置された護岸は、本件護岸と同年代（昭和40年代）に整備され、かつ重力式である。

また、請求人の「当初の調査段階で試掘及び非破壊調査を行っていれば、かかる支出はなかった」との主張については、上記のaからcまでの理由のとおり、本件護岸と「海岸保全施設構造例集」との照合等により本件護岸が重力式であると明らかに判断できるにもかかわらず、本件護岸の構造を確認するためだけに、重機を搬入して護岸背面にある厚さ20cmもの堅固なコンクリート版を大規模に取り壊し、公園用地の緑石や芝などを撤去して地表から底板までの深さ2.5mを掘削する行為は、明らかに不要な調査であり、合理性を欠くものである。また、請求人の主張する非破壊調査とは、掘削や構造物の取り壊しを行わずに実施する調査のことと考えるが、一般的に、このような調査においては、護岸の地中部の深さや底板の有無を調査することができても、構造の特定や複雑な形状を把握することは困難である。

さらに、「令和3年6月の1回目の修正設計の時点で全地点の調査を行っていれば」との主張については、西側の標準部が扶壁式であると判明した当時、当事務所は、本件工事区間の護岸の外観形状が同様であることや海岸護岸は同一構造で整備することが一般的であることから、全ての地点で同じ扶壁式であると判



断した。なお、今回の職員調査に当たり請求人が主張する「全地点の調査」について検討したところ、全地点の調査は多額の費用が掛かることに加え、工事完成時期も遅れることとなり、過大な調査であるとする。

仮に、西側の標準部が扶壁式であると判明した当時、護岸構造を把握するために調査するのであれば、東側と西側の標準部で各1か所、湾入部で1か所の計3か

所を試掘することが考えられる。しかし、本件工事では西側の標準部と湾入部の2か所で試掘を行っているところ、東側の標準部1か所を追加すると、試算ではあるが本件工事に比べて約90万円の追加費用を要してしまう(下表参照)。なお、工事の進捗に伴い東側の標準部も扶壁式であることが確認できているため追加の試掘は行っていない。

工事費(試掘費用の差額)の試算

	本件工事の場合 試掘：標準部(西側) 1か所 湾入部 1か所	本件工事に試掘1か所追加した 場合 試掘：標準部(西側) 1か所 湾入部 1か所 標準部(東側) 1か所	備考
純工事費(A)	83,016,744	83,630,844	
直接工事費	67,899,074	68,458,174	
共通仮設費	15,117,670	15,172,670	
現場管理費(B)	15,399,000	15,545,000	【千円止】
工事原価 (C=A+B)	98,415,744	99,175,844	
一般管理費等(D)	12,452,221	12,555,030	
工事価格 (E=C+D)	110,860,000	111,730,000	【万円止】
請負工事価格 (F=E×落札比率)	101,969,000	102,770,000	落札比率：0.9198077 【千円止】
消費税及び地方消費税相当額 (G)	10,196,900	10,277,000	10%
本工事費計 (H=F+G)	112,165,900	113,047,000	
差額		881,100	

(注) 上記試算は、令和4年1月時点のものであり、今後の変更契約において確定する。

また、「2回目の修正設計は避けられたはずである」との主張については、仮に全地点の調査を行っていたとしても湾入部について修正設計を検討することには変わりはないため、請求人の主張には事実誤認がある。

よって、当事務所は、「十分な事前調査を行わないまま、工事を着工したため、本来必要なかった費用が発生した」とは考えていない。

(イ) 「当初の調査設計業務は競争入札により受託者を決定している。その一方、修正設計は工事業者からの発注となっていて、横須賀土木事務所は直接的にかかわっていない。これは本来入札によって得られるはずの公平性、透明性、価額の正当性などについて到底担保できるものではない。」との主張に対する見解について

県の「積算参考資料(土木工事編)」では、「工事施工中、支持層推定線の不一致等の発見等により、やむを得ず受注者に緊急的に応力計算を行わせ、構造物等の変更を行う場合は、その直接費用を「設計業務等標準積算基準」等により積算して計上することができる。」として、土木工事に設計業務等の業務委託を含めて発注できるとしている。

本件工事は、施工中に本件護岸の構造が当初の想定と異なることが判明し、護岸修正設計業務が必要となったことから、「支持層推定線の不一致等の発見等により」「構造物等の変更を行う場合」に当たる。

そして、本件工事は、地域住民の貴重な公園を施工ヤードとして使用し、散策や遊具の利用を制限しているため、早期に完成させなければならないところ、護岸修正設計業務委託を通常の入札により発注すると入札手続に約2か月間を要してしまい、本件工事の完成が遅れることになるとともに、県が本件工事の請負業者に対し工事中止期間に発生する費用相当額を負担しなければならないことになる。

そのため、当事務所は、「やむを得ず」本件工事の請負業者に「緊急的に」護岸修正設計業務を本件工事の内容に追加するよう指示したものである。

また、護岸修正設計業務に要する費用は、「設計業務等標準積算基準」等により積算しているため、価格の正当性は確保できていることに加えて、本件工事の請負業者と設計コンサルタントの打合せには、県の監督員が出席しており、工事に必要な設計資料も途中段階で随時提出され確認がとれており、適切な設計が行われたと考える。

よって、本件護岸修正設計業務は、入札の実施に伴い必要となる期間や本件工事の一時中止に伴う費用負担のデメリットを勘案し、「積算参考資料(土木工事編)」に基づき本件工事の請負業者に指示したものであり、入札により発注を行うべきものであるとは考えていない。

## (2) 砂防海岸課

### ア 横須賀土木事務所が発注した本件工事に関する砂防海岸課の役割について

(7) 砂防海岸課は、海岸保全基本計画について所管するところ、平成27年3月に相模灘基本計画を変更した際に、相模灘沿岸に該当する長井海岸において本件護岸が防護水準を満たさないことを確認している。

海岸保全基本計画とは、海岸法(昭和31年法律第101号)第2条の3により、都道府県知事が主務大臣の定める海岸保全基本方針に基づき、海岸の保全に関する基本的事項、海岸保全施設の整備に関する基本的事項を定めた計画である。

また、防護水準とは、海岸に作用する津波や高潮等の外力に対する防護として海岸保全施設に求められる天端高等を指し、県では、津波に対して必要となる高さが高潮等に対して必要となる高さを比較して、高い方の値を基に天端高を設定している。

(4) 平成30年12月14日、国は、激甚化する災害に備え防災のための重要インフラの機能強化を目的として「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」(以下「緊急対策」という。)を閣議決定した。

砂防海岸課は、国に対し津波や高潮対策を緊急に行う必要のある海岸保全施設の整備等を要望し、その結果、長井海岸などが緊急対策の対象となり交付金の交付を受けた。

### イ 本件工事の執行に係る砂防海岸課の関わりについて

本件工事は、1件1億5,000万円未満のものに当たるため、神奈川県財務規則第19条第1項第4号及び第37条第1項第2号の規定により支出負担行為及び入札の執行は横須賀土木事務所長に委任されていることから、本件工事の執行は横須賀土木事務所が行っており、砂防海岸課は、予算について国や県の関係機関との調整を行っている。

## 第5 監査の結果

### 1 認定した事実

職員調査による横須賀土木事務所及び砂防海岸課からの説明並びに本件工事の現場調査等を踏まえ、認定した事実は次のとおりである。

#### (1) 本件工事に関する概要について

横須賀市長井一丁目地先の長井海岸は、北側を海に面し、東西に延びる護岸が設置された海岸である。本件護岸は、天端高が相模灘基本計画で定める防護水準を満たしていないため、かさ上げを行う必要があるところ、本件工事は、そのかさ上げに先立って本件護岸を補強する目的で、背面

にコンクリートを打設し護岸重量を増加させるために行うものである。そして、本件工事の区間には、海岸線に沿って設置された標準部及び海岸線から凹状に護岸が設置された砂が堆積していた湾入部がある。

本件工事の執行は横須賀土木事務所が行っており、砂防海岸課は、予算について国や県の関係機関との調整を行っている。

また、横須賀土木事務所は、過年度に本件工事及びかさ上げ工事の施工に必要な資料作成のため、測量業務、地質調査業務及び海岸護岸設計業務を委託している。

#### (2) 過年度の委託業務に係る契約の状況並びに本件工事に係る契約の状況及び経緯について

「第4 監査の実施—4 監査対象箇所への調査—(1) 横須賀土木事務所—イ 契約の状況及び経緯について」のとおり。

#### (3) 横須賀土木事務所が本件護岸の構造を判断した過程について

本件護岸は、表のりの勾配が1:1より急な直立型と呼ばれる構造で、直立型には主に重力式、扶壁式及び突型式の型式があるが、横須賀土木事務所は、本件護岸の構造を確認するための設計図、工事完成図等の文書が存在しないことから、以下のアからウまでの理由により、本件護岸を表のり被覆工のみで構成される重力式と判断していた。なお、神奈川県行政文書管理規則により、工事の執行に関する文書の保存期間は5年とされており、保存期間が満了後、公文書館長に引き渡されることとなるが、神奈川県立公文書館に確認したところ、上記の設計図、工事完成図等の文書について、同館の収蔵資料の中に該当するものはなかった。

ア 令和元年度地質調査業務委託において、地質構成等のデータを収集するために陸地側の護岸から1m程度離れた位置でボーリング調査を実施したが、護岸の底版は確認されなかった。本件護岸が突型式であれば、ボーリング調査時に底版を確認できるため、本件護岸は突型式ではない。

イ 扶壁式の護岸は、表のり被覆工、扶壁、底版から構成される。扶壁式は、扶壁があることにより他の型式の護岸と比べて本体の厚みが薄くなり、使用するコンクリートの量を減らすことができるため、設置する護岸の高さや勾配によっては経済性の面で重力式に代わって用いられることがある。

しかし、本件護岸は、高さが約4m、表のり勾配が1:0.3で、一般的な扶壁式よりも高さが低く勾配が急なため、重力式で施工した場合と比べてもコンクリートの減量はわずしか見込めない。

また、扶壁式は、その構造上の理由から重力式より施工に手間を要する。

したがって、コンクリートのわずかな減量しか見込めないにもかかわらず、本件護岸が施工に手間を要する扶壁式を採用しているとは予見し難い。

ウ 海岸保全施設の構造事例を全国的にまとめた「海岸保全施設構造例集」に照らしてみると、本件護岸の高さと表のり勾配は、重力式の事例と一致する。

また、横須賀土木事務所管内には、長井海岸と同様の埋め立てにより海岸線を前に出した地形として長井初声海岸及び逗子海岸が挙げられるところ、これらの海岸に設置された護岸は、本件護岸と同年代に整備され、かつ重力式である。

#### (4) 護岸修正設計業務に要する費用について

令和3年6月15日、本件工事の請負業者が西側の標準部において本件護岸の背面土砂の掘削を開始したところ、護岸構造が当初想定していた重力式とは異なる扶壁式であることが判明したことから、西側の標準部で扶壁の間隔を調べるために護岸背面を試掘した。西側の標準部が扶壁式であると判明した当時、横須賀土木事務所は、本件工事の区間において護岸の外観形状が同様であることや海岸護岸は同一構造で整備することが一般的であることから、全ての地点で同じ扶壁式であると判断していた。

そして、同月18日、横須賀土木事務所は、本件工事の請負業者に対し、工事等内容変更指示書に基づき護岸修正設計業務を本件工事内容に追加するよう指示した。この時点で、これに伴う費用について、県の積算基準により算定したところ約3,000,000円（官積算額3,586,000円×本工事請負率0.92=3,299,120円）となった。

一方、護岸修正設計業務中にも施工可能な工事として、湾入部の護岸前面に堆積していた砂の移動作業を行ったところ、砂で隠れていた部分の形状が標準部と異なっていたため、同月23日に湾入部の護岸背面を試掘した結果、護岸構造は扶壁式ではなく、当初想定していた重力式とは勾配等の形状が異なる重力式であることが判明した。そのため、横須賀土木事務所は、同月18日に指示した護岸修正設計業務について、更に設計断面を1断面追加するよう指示した。これにより、標準部と湾入部の2ケースを検討する護岸修正設計業務に要する費用について、県の積算基準により算定したところ約6,000,000円（官積算額6,699,000円×本工事請負率0.92=6,163,080円）となった。

そして、同年8月20日に、本件工事の請負業者に対し、工事等内容変更指示書に基づき、護岸修正設計業務で作成した護岸断面により本件護岸を補強するとともに、工事区間の変更及び工期の延長を指示した。

なお、護岸修正設計業務に要する費用は、本件工事の完成検査後に合わせて支払われる予定であり、横須賀土木事務所の職員調査実施日時点では約6,000,000円が見込まれている。

#### (5) 当初の調査段階での試掘及び非破壊調査について

本件護岸の背面には、厚さ20cmのコンクリート版を挟んで公園が整備されているところ、公園用地には芝生があり、コンクリート版との間には縁石が敷かれていた。本件護岸の構造を確認するためには、重機を搬入して護岸背面にある厚さ20cmのコンクリート版を大規模に取り壊し、公

園用地の縁石や芝などを撤去して地表から底版までの深さ2.5mを掘削しなければならないことになる。

また、掘削や構造物の取り壊しを行わずに実施する非破壊調査においては、護岸の地中部の深さや底版の有無を調査することができても、構造の特定や複雑な形状を把握することは困難である。

#### (6) 本件工事の施工段階での試掘について

横須賀土木事務所は、西側の標準部が扶壁式であると判明した当時、本件工事の区間における護岸の外観形状が同様であることや、海岸護岸は同一構造で整備することが一般的であることから、全ての地点で同じ扶壁式であると判断した。そして、全地点の調査は、多額の費用を要することに加え、工事完成時期も遅れることとなることから、過大な調査であると考えたとしているが、この段階で費用面を含めた具体的な調査の検討は行っていなかった。なお、工事の進捗に伴い東側の標準部も扶壁式であったことが確認できているため追加の試掘は行っていない。

#### (7) 本件工事の施工段階での試掘に係る費用について

仮に、西側の標準部が扶壁式であると判明した当時、護岸構造を把握するために更に調査するのであれば、費用面も考慮して、東側と西側の標準部で各1か所、湾入部で1か所の計3か所を試掘することが考えられるが、本件工事では西側の標準部と湾入部の2か所で既に試掘を行っているところ、東側の標準部1か所の試掘を追加することとして試算すると、この試掘を行ったことにより、本件工事においては約90万円の追加費用を要することとなる。なお、仮に全地点の調査をすることとすれば、これを上回る多額の追加費用を要することになる。

## 2 判断の理由

本件監査請求に関し、「1 認定した事実」を踏まえ、横須賀土木事務所における2回にわたる修正設計に伴う追加費用の支出が法第242条第1項に規定されている違法又は不当な公金の支出に該当するか否か、そして、これにより県に損害が生じているか否かについて、以下のとおり判断を行った。

本件監査請求において、請求人は、横須賀土木事務所が十分な事前調査を行わないまま工事を着工したため、本来必要のなかった費用が発生したと主張する。

しかしながら、「1 認定した事実(3) 横須賀土木事務所が本件護岸の構造を判断した過程について」のとおり、横須賀土木事務所において、本件護岸の構造を確認するための設計図、工事完成図等の文書がない中で、本件護岸を表のり被覆工のみで構成される重力式であると判断したことには一定の合理性があると認められることから、工事の進捗に伴い、護岸構造が当初想定していたものと異なるものがあっても、これに応じて修正設計を行い、追加費用を負担することは不適切であるとはいえない。なお、「1 認定した事実(5) 当初の調査段階での試掘及び非破壊調査について」のとおり、本件工事の着工前の時点で、本件護岸の構造を確認するためには、重機を搬入して厚さ20cmもの堅固なコンクリート版を取り壊し、公園用地の縁石や芝などを撤去して地表か

ら底版までの深さ2.5mまで掘削することになること、また、非破壊調査では、構造の特定や複雑な形状の把握は困難であることなどから、本件護岸を表のり被覆工のみで構成される重力式であると判断したことにより一定の合理性があるとすれば、本件工事の実施に当たり、新たな費用を負担してまでこうした調査を事前に実施しなければならないとする合理的な根拠があるとまでは認められない。

一方、請求人は、少なくとも令和3年6月の1回目の修正設計の時点で全地点の調査を行っていたら、同年8月の2回目の修正設計は避けられたはずであると主張する。

「1 認定した事実一(6) 本件工事の施工段階での試掘について」のとおり、横須賀土木事務所は、西側の標準部が扶壁式であると判明した当時、本件工事の区間における護岸の外観形状が同様であることや、海岸護岸は同一構造で整備することが一般的であることから、全ての地点で同じ扶壁式であると判断したとしているが、前記のとおり、本件護岸の構造について、結果的に当初の判断に齟齬が生じていたことに鑑みれば、東側の標準部などにおいて、当初の想定と異なる構造となっている可能性がないとはいえず、この段階で具体的な調査の検討を行わずに2回目の修正設計を行ったことは適切であったとは認められない。

しかしながら、「1 認定した事実一(7) 本件工事の施工段階での試掘に係る費用について」のとおり、この場合、費用面も考慮して、東側と西側の標準部で各1か所、湾入部で1

か所の計3か所を試掘することが考えられるが、本件工事では西側の標準部と湾入部の2か所で既に試掘を行っているところ、東側の標準部1か所の試掘を追加することとして試算すると、この試掘を行ったことにより、本件工事においては約90万円の追加費用を要することとなり、仮に全地点の調査をすることとすれば、これを上回る多額の追加費用を要することになる。一方、本件工事の進捗に伴い東側の標準部も扶壁式であったことが確認され、追加の試掘は行っていないことから、結果的には本件工事の施工段階での試掘を行わなかったことにより、むしろ追加費用の負担を要しなかったことになる。

なお、「1 認定した事実一(4) 護岸修正設計業務に要する費用について」のとおり、護岸修正設計業務に要する費用は、本件工事の完成検査後に合わせて支払われる予定となっており、まだ支出されていない。

以上のように、横須賀土木事務所における2回にわたる修正設計に伴う追加費用の支出は、違法又は不当な公金の支出に該当するとまではいえないため、これによる県の損害の発生も認めることはできない。

3 結論

以上のことから、横須賀土木事務所における2回にわたる修正設計に伴う追加費用の支出は、違法又は不当な公金の支出に該当するとまではいえず、これによる県の損害の発生も認められないことから、本件監査請求には理由がない。

神奈川県監査委員公表第13号

監査の結果により講じた措置について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定に基づき、神奈川県教育委員会教育長から監査の結果により措置を講じた旨の通知があったので、その内容を公表する。

令和4年4月22日

神奈川県監査委員 村上英嗣  
同 太田眞晴  
同 吉川知恵子  
同 嶋村ただし  
同 たらさき雄介

1 措置の対象となった監査の結果

令和3年12月10日（神奈川県公報号外第74号）神奈川県監査委員公表第20号で公表した不適切事項又は要改善事項のうち教育委員会分（既報告の5か所を除く。）42か所に係る54事項

2 監査の結果及び講じた措置の内容

本庁機関で認められた不適切事項又は要改善事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
総務室	令和3年7月30日 (令和3年6月1日職員調査)	(不適切事項) 契約事務において、校務パソコン管理ソフトの保守及び運用支援委託業務契約（契約額27,500,000円）について、再度入札の不調による随意契約の締結に当たり、神奈川県財務規則運用通知に定める見積合せを省略できる要件に該当しないにもかかわらず、一者随意契約を行っていた。	不適切事項については、神奈川県財務規則運用通知の解釈を誤認したことによるものである。 今後は、このようなことがないように、原則入札であることを念頭に置き、契約の性質を考慮した上で、業者選定の方法について、適切な判断をし、再発防止に努めることとした。

<p>行政部財務課</p>	<p>令和3年7月30日 (令和3年6月2日 職員調査)</p>	<p>(不適切事項) 1 支出事務において、県立学校児童生徒等健康診断健診器具(鼻鏡)貸借契約(単価契約88円/本)について、令和2年7月分から同年9月分までに係る129,360円及び同年10月分から同年12月分までに係る160,160円の支払に当たり、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に定められている期限までに支払を行っていなかった。 2 契約事務において、県立学校児童生徒結核健康診断業務委託契約(第1地区)ほか2件(単価契約、支払額計40,411,756円)及び校務パソコン管理ソフトの保守及び運用支援委託業務契約(契約額27,500,000円)について、再度入札の不調による随意契約の締結に当たり、神奈川県財務規則運用通知に定める見積合せを省略できる要件に該当しないにもかかわらず、一者随意契約を行っていた。</p>	<p>不適切事項については、次のとおり措置した。 1 支出事務については、支払期限に関する関係規定の認識が不足していたことによるものである。 今後は、複数の職員で支払日の確認を行うことにより、適正な事務執行に努めることとした。 2 契約事務については、入札不調による随意契約の締結に係る関係規定の認識が不足していたこと及び進行管理が不十分であったことによるものである。 今後は、同様事例の再発防止に向けて、入札スケジュールに余裕を持たせるとともに、進行管理を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>
<p>行政部教育施設課</p>	<p>令和3年7月30日 (令和3年6月3日 職員調査)</p>	<p>(不適切事項) 契約事務において、令和2年度二俣川看護福祉高校及びよこはま看護専門学校地歴調査業務委託契約(契約額979,000円)について、契約書の作成を省略し、発注書の交付により契約を締結していたため、工期延長に当たっては変更発注書によるべきところ、口頭により行っていた。 (要改善事項) 県立学校その他の教育機関(以下「県立教育機関」という。)86施設において、県立教育機関に設置する自動販売機の設置場所の貸付けに係る入札が中止になったことにより、新規の設置業者による設置が当初予定していた令和2年4月にはできなくなったことに伴い、現在の設置業者との間で自動販売機設置場所の貸付けに係る契約の貸借期間を延長するための変更契約を締結した結果、教育財産の管理等に関する規程に定める貸付期間の上限を超えることになっていた。(以下令和3年12月10日(神奈川県公報号外第74号)神奈川県監査委員公表第20号中、第7監査の結果3(2)イのとおり)</p>	<p>不適切事項については、変更発注の際、口頭による合意で問題ないとの認識により、書面を取り交わさなかったものである。 今後は、このようなことがないよう、課内会議で周知徹底するとともに、複数職員による相互確認体制を強化し、適正な事務執行に努めることとした。  要改善事項については、不測の事態が生じた場合に貸付期間の延長を可能とするため、教育財産の管理等に関する規程の改正を令和3年11月22日に行った。</p>
<p>行政部厚生課</p>	<p>令和3年7月30日 及び同年9月9日 (令和3年6月4日 職員調査)</p>	<p>(不適切事項) 契約事務において、教職員メンタルヘルス研修業務委託契約(契約額1,618,100円)の締結に当たり、契約日を令和2年4月8日とすべきところ、同年3月31日としていた。</p>	<p>不適切事項については、契約締結に係る課内のチェック体制が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>
<p>指導部高校教育課</p>	<p>令和3年7月30日 (令和3年6月7日 職員調査)</p>	<p>(不適切事項) 契約事務において、外国人による語学指導推進事業に係る外国語指導助手業務委託契約4件(契約額計344,856,902円)について、契約期間の開始日が令和2年4月1日であるため、会計局長通知に基づき同月30日までに契約すべきところ、いずれも同年5月14日に締結していた。</p>	<p>不適切事項については、契約書作成に当たり、受託者との調整が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、複数職員が契約内容を入念に確認の上、受託者と調整することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>
<p>指導部保健体育課</p>	<p>令和3年7月30日 (令和3年6月8日 職員調査)</p>	<p>(不適切事項) 契約事務において、次のとおり誤りがあった。 1 県立学校児童生徒結核健康診断業務委託契約(第1地区)ほか2件(単価契約、支払額計40,411,756円)について、再度入</p>	<p>不適切事項については、次のとおり措置した。 1 見積合せを省略できる要件に該当しないにもかかわらず、一者随意契約を行っていたことについては、入札不調による随意契約の締結に係る関係規定の認識が不足していたこと及び進行管理が不十分であったことによるものである。</p>

		<p>札の不調による随意契約の締結に当たり、神奈川県財務規則運用通知に定める見積合せを省略できる要件に該当しないにもかかわらず、一者随意契約を行っていた。</p> <p>2 定時制課程を置く県立高等学校のうち食堂運営を希望する11校における食堂業務委託契約(11件、契約額計26,032,928円)に係る受注者の選定について、専門的知識、経験、特殊な技術等を有することが必要不可欠な業務であるとは認められないにもかかわらず、事前公募により行うこととし、上記の11校に指示していた。その結果、11校全てにおいて、事前公募により受注者を決定していた。</p>	<p>今後は、同様事例の再発防止に向けて、入札スケジュールに余裕を持たせるとともに、進行管理を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>2 専門的知識等を有することが必要不可欠な業務であるとは認められないにもかかわらず、事前公募により受注者を決定していたことについては、事前公募事務手続に係る関係規定の認識が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、受注者の選定における事務手続に留意し、適正な事務執行に努めることとした。</p>
生涯学習部文化遺産課	令和3年7月30日 (令和3年6月15日職員調査)	(不適切事項) 支出事務において、令和2年5月分及び令和3年3月分のガス料金(総額2,874円)の支払に当たり、支払期限までの支払を行っていなかった。その結果、延滞利息4円及び口座振替割引取消額55円を支払っていた。	<p>不適切事項については、進行管理が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、複数の職員による確認体制を強化し、適正な事務執行に努めることとした。</p>

出先機関で認められた不適切事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
神奈川県立近代美術館	令和3年5月17日 (令和3年1月14日職員調査)	(不適切事項) 1 予算の執行において、「珠玉の日本画」展著作権使用料及び手数料計55,880円の執行に当たり、著作権管理を委任されている法人に対する処理手数料(8,800円)については、「(節) 役務費」とすべきところ、著作権使用料と併せて全額を「(節) 使用料及び賃借料」で執行していた。 2 契約事務において、タクシーの借上げに係る契約の締結に当たり、支払期限までに代金を支払わない場合の遅延利息の率について、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に基づき年2.7%とすべきところ、年2.6%としていた。	<p>不適切事項については、次のとおり措置した。</p> <p>1 予算執行については、財務規則等の理解が不足していたことによるものであり、令和3年3月5日に支出科目の更正を行った。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、関係規定の理解の向上を図り、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>2 契約事務については、契約書作成過程における認識が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、複数の職員による確認を強化し、適正な事務執行に努めることとした。</p>
神奈川県立歴史博物館	令和3年7月29日 (令和3年4月14日職員調査)	(不適切事項) 1 支出事務において、労働安全衛生法に定められた産業医謝礼金の支払に当たり、契約に定められた期限までに支払っていないものが6件、360,000円あった。 2 契約事務において、次のとおり誤りがあった。 (1) エレベーター及びエスカレーター保守管理業務委託契約(契約額1,119,360円)について、再度入札の不調による随意契約の締結に当たり、神奈川県財務規則運用通知に定める見積合せを省略できる要件に該当しないにもかかわらず、一者随意契約を行っていた。 (2) 自動ドア保守管理業務委託契約ほか1件(契約額計800,558円)の締結に当たり、契約の成立に必要な発注書の送付を行っていなかった。	<p>不適切事項については、次のとおり措置した。</p> <p>1 支出事務については、進行管理が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、複数の職員による確認を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>2 契約事務については、次のとおりである。 (1) 見積合せを省略できる要件に該当しないにもかかわらず、一者随意契約を行っていたことについては、神奈川県財務規則運用通知の理解が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、関係規定の理解向上を図るとともに、複数の職員による確認を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>(2) 契約の成立に必要な発注書の送付を行っていなかったことについては、随意契約に係る手続の認識が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、関係規定の理解向上を図るとともに、複数の職員による確認を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>
神奈川県立城郷高等学校	令和3年8月6日 (令和3年4月12日職員調査)	(不適切事項) 財産管理事務において、支線1条に係る教育財産の目的外使用許可に	<p>不適切事項については、管理する財産の確認が不十分であったことによるものである。</p>

		<p>ついて、事業者が許可申請せずに設置していることを設置から10年以上経過した令和2年7月に認識したため、不当利得返還請求権に基づく使用許可前の期間に係る使用料相当額28,361円のうち20,182円について、事業者の消滅時効援用により徴収できなかった。</p>	<p>今後は、このようなことがないよう、複数の職員による財産確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>
神奈川県立横浜水取沢高等学校	令和3年7月21日 (令和3年4月23日職員調査)	<p>(不適切事項) 支出事務において、令和2年4月分の電気料金(232,884円)について、支払期限までに支払を行っていなかった。その結果、延滞利息13円を支払っていた。</p>	<p>不適切事項については、進行管理が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、従前から使用している支出進行状況表に支出期限日の応答表示機能を追加し、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>
神奈川県立金沢総合高等学校	令和3年7月12日 (令和3年4月23日職員調査)	<p>(不適切事項) 契約事務において、環境整備業務委託契約(契約総額24,156,000円、契約期間:令和2年4月1日から令和5年3月31日まで)の締結に当たり、契約日が令和2年4月6日であるにもかかわらず、契約の効力について遡及条項を設けることなくその効力を遡及させていた。</p>	<p>不適切事項については、契約書作成過程において確認が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>
神奈川県立田奈高等学校	令和3年9月1日 (令和3年4月22日職員調査)	<p>(不適切事項) 1 契約事務において、印刷機用インク・マスターの購入契約(単価契約、インク2,750円/個、マスター6,050円/個)の締結に当たり、履行遅滞に係る違約金の率及び賠償金等の徴収に係る遅延利息の率について、神奈川県財務規則第33条第1項に基づき定められた率である年2.7%とすべきところ、年2.6%としていた。 2 財産管理事務において、全日制授業料の収入未済1件、22,100円について、令和2年度に時効により債権が消滅していたにもかかわらず、不納欠損処分を行っていなかった。</p>	<p>不適切事項については、次のとおり措置した。 1 契約事務については、次年度から適用される遅延利息の率を誤って適用していたものであり、会計局が発出した年度末・年度初めの処理についての通知の確認が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、複数の職員による財務関係通知及び契約書作成時の確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。 2 財産管理事務については、全日制授業料の収入未済について、支払督促の申立てを取り下げていた事実の引継ぎが不十分であったことから、時効の時期を誤って記録していたことによるものであり、令和3年11月1日に不納欠損処分を行った。 今後は、このようなことがないよう、未納者に係る督促状況の記録を個人ごとのファイルで管理し、記載内容の確認を複数職員で定期的に行うことにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>
神奈川県立荏田高等学校	令和3年6月28日 (令和3年4月22日職員調査)	<p>(不適切事項) 予算の執行において、エアコン更新代231,990円の執行に当たり、既存エアコンの運搬費2,200円については「(節) 役務費」、リサイクル費990円については「(節) 委託料」とすべきところ、エアコン購入代などと併せて全額を「(節) 備品購入費」で執行していた。</p>	<p>不適切事項については、支出科目の認識が十分でなかったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、支出の際には、財務資料を活用し、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>
神奈川県立新栄高等学校	令和3年9月2日 (令和3年4月22日職員調査)	<p>(不適切事項) 1 契約事務において、次のとおり誤りがあった。 (1) 印刷機消耗品の供給契約(単価契約、概算総価額943,360円)の締結に当たり、履行遅滞に係る違約金の率及び賠償金等の徴収に係る遅延利息の率について、神奈川県財務規則第33条第1項に基づき定められた率である年2.7%とすべきところ、年2.6%としていた。 (2) 天吊りプロジェクト等購入代ほか2件(支出額計1,232,257円)の履行確認に当たり、神奈川県財務規則に基づく検査調書を作成していなかったにもかかわらず、この場合と同規則により必要とされる支出負担行為に係る伺いへの履行確認の月日の記載及び検査印の押印をしてい</p>	<p>不適切事項については、次のとおり措置した。 1 契約事務については、次のとおりである。 (1) 遅延利息の率の誤りについては、契約締結日と契約書本文の確認が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。 (2) 履行確認の漏れについては、事務担当者の規定の確認が不十分であったこと及び回議段階におけるチェック機能が十分に機能しなかったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。 2 物品管理事務については、事務担当者の規定の確認が不十分であったこと及び回議段階におけるチェック機能が十分に機能しなかったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>

		ないものがあった。 2 物品管理事務において、購入により取得したプロジェクトほか5点(税込価格計981,620円)について、神奈川県財務規則に定める物品の出納の通知を行っていなかった。	に努めることとした。
神奈川県立金井高等学校	令和3年6月14日 (令和3年4月26日職員調査)	(不適切事項) 予算の執行において、コンピューター教室エアコン更新(契約額858,000円)の執行に当たり、フロンガス回収破壊処理費(21,273円)については「(節)委託料」で執行すべきところ、「(節)需用費」で執行していた。	不適切事項については、神奈川県財務規則に基づく歳出予算の節についての理解が不足していたことによるものであり、令和3年5月7日に支出科目の更訂を行った。 今後は、このようなことがないよう、関係規定の理解向上を図るとともに、複数職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県立横浜修悠館高等学校	令和3年7月12日 (令和3年5月14日職員調査)	(不適切事項) 契約事務において、機械警備業務委託契約(契約総額1,643,400円、契約期間:令和2年4月1日から令和7年3月31日まで)について、長期継続契約であるにもかかわらず、契約書に契約締結の翌年度以降の予算の減額又は削除があった場合の契約変更又は解除に関する条項を付していなかった。また、契約日が令和2年4月6日であるにもかかわらず、契約の効力について遡及条項を設けることなくその効力を遡及させていた。	不適切事項については、契約事務における複数職員によるチェックが不十分であったことによるものであり、令和3年11月1日に相手方と変更契約を締結した。 今後は、このようなことがないよう、複数職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県立瀬谷西高等学校	令和3年7月21日 (令和3年4月23日職員調査)	(不適切事項) 契約事務において、印刷機消耗品供給契約(単価契約、概算総額1,075,800円)の締結に当たり、履行遅滞に係る違約金の率及び賠償金等の徴収に係る遅延利息の率について、神奈川県財務規則第33条第1項に基づき定められた率である年2.7%とすべきところ、年2.6%としていた。	不適切事項については、契約事務における認識が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、関係法令等の理解の向上に努めるとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県立百合丘高等学校	令和3年7月30日 (令和3年4月27日職員調査)	(不適切事項) 契約事務において、空調機のリース契約ほか1件(契約額計25,608円)について、債務負担行為としての議会の議決を経ることなく、年度を超えて契約を締結していた。	不適切事項については、年度を超えての再リース契約について認識が不十分であったことに加え、所属内での確認体制が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、神奈川県財務規則その他契約事務の理解の向上を図るとともに、所属内での確認を確実に実施することにより、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県立菅高等学校	令和3年7月30日 (令和3年4月27日職員調査)	(不適切事項) 契約事務において、電話装置のリース契約(契約額11,616円)について、債務負担行為としての議会の議決を経ることなく、年度を超えて契約を締結していた。	不適切事項については、長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の適用要件の確認を怠っていたことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、長期継続契約の終了時の取扱いについては、あらかじめの対応を検討しておくこと、複数の職員による確認体制を確保することにより、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県立麻生高等学校	令和3年6月8日 (令和3年4月23日職員調査)	(不適切事項) 財産管理事務において、教育財産の目的外使用許可を行った防犯灯用ポール3本及び防犯灯用引込みポール2本について、管理者の変更に伴う使用廃止及び使用許可の手続が行われていなかった。	不適切事項については、使用許可を行った財産の確認が不十分であったことによるものであり、令和3年5月28日に管理者変更に伴う使用廃止を行い、使用許可については、令和3年5月31日に行った。 今後は、このようなことがないよう、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県立橋本高等学校	令和3年6月10日 (令和3年4月15日職員調査)	(不適切事項) 契約事務において、産業廃棄物収集運搬及び処分委託(一部単価契約、支出額158,400円)の履行確認に当たり、神奈川県財務規則に基づく検査調書を作成していなかったにもかかわらず、この場合に同規則により必要とされる支出負担行為に係る伺いへの履行確認の月日の記載及び検査	不適切事項については、検査員の注意不足により、支出負担行為に係る伺いへの記載及び押印を失念し、併せて支出に当たり、その確認が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、複数の職員による確認を確実に行うことにより、適正な事務執行に努めることとした。



		印の押印をしていなかった。	
神奈川県立相模原総合高等学校	令和3年8月13日 (令和3年5月14日職員調査)	(不適切事項) 物品管理事務において、通信機器設置工事により取得したL2スイッチ1点(価格49,500円)について、消耗品として取り扱うべきところ、備品として登録していた。	不適切事項については、所属としての物品管理手続に係る複数の職員によるチェック機能が十分働いていなかったことによるものであり、令和3年10月21日に備品台帳を修正した。 今後は、このようなことがないよう、備品登録チェック表を作成し、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県立城山高等学校	令和3年7月19日 (令和3年5月14日職員調査)	(不適切事項) 収入事務において、教育財産の目的外使用許可及び使用承認に係る使用料4件、1,535,057円について、調定が3月を超えて遅れていた。	不適切事項については、担当者が不慣れであったとともに、上席職員を始めとする関係職員のチェック体制も不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県立相模原高等学校	令和3年8月17日 (令和3年4月12日職員調査)	(不適切事項) 物品管理事務において、購入により取得した体重計(税込価格58,190円)について、出納の通知や備品台帳への記録など神奈川県財務規則に定める物品の出納及び管理に係る手続を行っていないであった。	不適切事項については、神奈川県財務規則の関係規定の理解が不十分であったことによるものであり、令和3年4月28日に同規則に定める物品の出納等に係る手続を行った。 今後は、このようなことがないよう、同規則の理解の向上を図り、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県立追浜高等学校	令和3年7月12日 (令和3年4月23日職員調査)	(不適切事項) 契約事務において、空調設備保守管理業務委託契約(契約総額1,994,784円、契約期間:令和2年4月1日から令和5年3月31日まで)について、契約期間の開始日が令和2年4月1日であるため、会計局長通知に基づき同月30日までに契約すべきところ、同年5月26日に締結していた。	不適切事項については、契約手続の進行管理が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、新たに契約事務に係る執行状況確認表を作成し、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県立高浜高等学校	令和3年9月2日 (令和3年5月12日職員調査)	(不適切事項) 財産管理事務において、全日制授業料の収入未済2件、20,000円について、令和元年度に時効により債権が消滅していたにもかかわらず、不納欠損処分を行っていないであった。	不適切事項については、債権管理が不十分であったことによるものであり、時効により消滅していた債権については、令和3年6月10日に不納欠損処分を行った。 今後は、このようなことがないよう、授業料徴収状況表などにより事務室内で情報を共有し、事務の遺漏がないよう適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県立鎌倉高等学校	令和3年6月28日 (令和3年1月22日職員調査)	(不適切事項) 歳計外現金事務において、部活動インストラクター謝礼に係る所得税及び復興特別所得税1件、5,973円について、法定納期限内に納付を行っていないであった。	不適切事項については、部活動インストラクターの制度が令和2年4月から変更となり、毎月所得税及び復興特別所得税の納付を行う必要があるにもかかわらず、このことへの理解が不十分であったため、納付を失念してしまったものである。 今後は、このようなことがないよう、担当者が進行管理を徹底するとともに、事務室内の予定表に所得税の納付期限を明記し、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県立藤沢西高等学校	令和3年7月21日 (令和3年5月11日職員調査)	(不適切事項) 1 予算の執行において、自習室エアコン設置工事(契約額440,000円)の執行に当たり、エアコン設置料金については「(節)需用費」とすべきところ、エアコン購入と併せて「(節)備品購入費」で執行していた。 2 契約事務において、空調機器保守管理業務委託契約(契約額4,224,000円)について、最低制限価格を設ける場合は、その旨を公告事項とする必要があるにもかかわらず、これを行わないまま入札を執行し、最低制限価格未満の価格により入札した者を失格としていた。	不適切事項については、次のとおり措置した。 1 予算の執行については、執行科目の確認が不十分であったことによるものであり、令和3年5月24日に支出科目の更訂を行った。 今後は、このようなことがないよう、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。 2 契約事務については、担当者の認識不足及び複数職員による確認が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、入札執行手続に対する理解の徹底を図り、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県立小田原高等学校	令和3年8月20日 (令和3年5月13日職員調査)	(不適切事項) 財産管理事務において、全日制授業料の収入未済9件、695,120円につ	不適切事項については、再編統合前に調定された授業料の時効完成日の把握等の債権管理が不十分であったこと

		いて、平成29年度から令和元年度までの間に時効により債権が消滅していたにもかかわらず、不納欠損処分を行っていなかった。	とによるものであり、時効により消滅していた債権については、令和3年8月23日に不納欠損処分を行った。 今後は、このようなことがないよう、複数の職員による債権管理体制を強化し、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県立秦野高等学校	令和3年7月7日 (令和3年4月28日職員調査)	(不適切事項) 支出事務において、学校案内の作成に当たり、原稿の内容を誤って発注したため、当初予定していなかった訂正用シール印刷費1件、75,900円を支払っていた。	不適切事項については、原稿の内容の確認体制が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、原稿及び校正の確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県立大和南高等学校	令和3年7月12日 (令和3年1月22日職員調査)	(不適切事項) 収入事務において、令和元年度の授業料11件、108,900円について、就学支援金の認定などによる過誤納金の発生状況を把握していなかったため、還付が3月を超えて遅れていた。	不適切事項については、就学支援金の認定状況及び授業料の過誤納金の発生状況の把握が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、就学支援金及び授業料事務の複数職員による確認体制及び進行管理を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県立伊志田高等学校	令和3年7月14日 (令和3年3月12日職員調査)	(不適切事項) 1 予算の執行において、多目的室等エアコン設置工事(契約額637,450円)の執行に当たり、エアコン設置工事のうちエアコン本体(376,200円)については「(節)備品購入費」とすべきところ、取付工事と併せて全額を「(節)需用費」で執行していた。 2 契約事務において、機械警備業務委託契約(契約総額1,365,312円、契約期間:平成30年4月1日から令和5年3月31日まで)について、校舎耐震工事に伴い、警備対象範囲を変更していたにもかかわらず、契約を変更していなかった。	不適切事項については、次のとおり措置した。 1 予算の執行については、執行科目の確認が不十分であったことによるものであり、令和3年4月14日に支出更訂を行った。 今後は、このようなことがないよう、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。 2 契約事務については、契約に関する規定の理解が不十分であったことによるものであり、令和3年7月15日に変更契約を締結した。 今後は、このようなことがないよう、関係規定の理解の向上を図るとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県立相模向陽館高等学校	令和3年8月19日 (令和3年5月12日職員調査)	(不適切事項) 財産管理事務において、共架柱11本に係る教育財産の目的外使用許可について、事業者が許可申請せずに設置していることを設置から10年以上経過した令和2年7月に認識したため、不当利得返還請求権に基づく使用許可前の期間に係る使用料相当額309,487円のうち117,216円について、事業者の消滅時効援用により徴収できなかった。	不適切事項については、管理する財産の現地確認が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県立吉田島高等学校	令和3年7月7日 (令和3年4月28日職員調査)	(不適切事項) 支出事務において、電話交換機賃貸借契約(契約額1,982,232円)に係る令和2年7月分の支払額23,598円について、支払期限までに支払を行っていなかった。	不適切事項については、進行管理が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県立保土ヶ谷養護学校	令和3年7月29日 (令和3年4月23日職員調査)	(不適切事項) 契約事務において、平沼分教室職員室間仕切り新設等工事請負契約(契約額1,465,200円)の履行確認に当たり、神奈川県財務規則に基づく検査調書を作成していなかったにもかかわらず、この場合に同規則により必要とされる執行何票への履行確認の月日の記載及び検査印の押印をしていなかった。	不適切事項については、履行確認の記録について担当者が失念していたこと及び管理職等の確認が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、情報を共有し、支出事務担当者は支出命令票等を回議する前に、室員及び決裁者は回議された時に、必ず履行確認の記録について確認を行うことにより、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県立金沢養護学校	令和3年9月9日 (令和3年2月12日職員調査)	(不適切事項) 1 予算の執行において、テレビ5台及び洗濯機6台の収集運搬・リサイクル代55,330円の支払に当たり、公費により支出すべきところ、私費会計から支出していた。 2 契約事務において、金沢養護学校給食業務委託(長期継続契約、契約総額63,379,800円)について、	不適切事項については、次のとおり措置した。 1 予算の執行については、公費と私費区分の認識が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、関係職員で連携を取りつつ、複数の職員による確認を行うことにより、適正な事務執行に努めることとした。 2 契約事務については、随意契約の規定の理解が不十分であったことによるものである。

		入札不調による随意契約の締結に当たり、神奈川県財務規則運用通知に定める見積合せを省略できる要件に該当しないにもかかわらず、一者随意契約を行っていた。	今後は、このようなことがないよう、関係規定の理解向上を図るとともに、複数の職員による確認を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県立瀬谷養護学校	令和3年7月29日 (令和3年1月29日職員調査)	(不適切事項) 契約事務において、産業廃棄物収集運搬処分業務委託契約(単価契約、110円/kg)及び一般廃棄物処理委託契約(単価契約、44円/kg)の締結に当たり、履行遅滞に係る違約金の率及び賠償金等の徴収に係る遅延利息の率について、神奈川県財務規則第33条第1項で定められた率である年2.6%とすべきところ、年2.3%と記載していた。	不適切事項については、会計通知文の確認が不十分であったこと及び管理職等の確認が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県立中原養護学校	令和3年7月27日 (令和3年4月26日職員調査)	(不適切事項) 契約事務において、機械警備業務委託契約(契約額369,600円)について、校舎耐震補強工事に伴い、警備対象範囲を変更していたにもかかわらず、契約を変更していなかった。	不適切事項については、金額の変更がなかったことから、契約変更手続は不要と誤認したものである。 今後は、このようなことがないよう、契約書の内容確認の徹底を図ることにより、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県立秦野養護学校	令和3年8月11日 (令和3年5月12日職員調査)	(不適切事項) 契約事務において、エアコン3台の買入れに係る契約(契約額1,848,000円)の締結に当たり、競争入札により契約者を決定すべきところ、見積合せを行い随意契約を締結していた。	不適切事項については、予定価格総額で契約方法を決定するという認識が不足していたこと及び複数職員による確認が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県立あおば支援学校	令和3年7月1日 (令和3年4月22日職員調査)	(不適切事項) 物品管理事務において、購入により取得したプロジェクター等備品12点(税込価格計1,232,660円)について、出納の通知や備品台帳への記録など神奈川県財務規則に定める物品の出納及び管理に係る手続を行っていなかった。	不適切事項については、備品購入担当職員と物品事務担当職員との引継ぎが不十分であったことによるものであり、令和3年5月10日に物品サブシステムへの登録及び関係帳票の補正を行った。 今後は、このようなことがないよう、備品の納品時に、備品購入担当職員が出納の通知及び備品台帳への記録を行うことにより、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県立横浜ひなたやま支援学校	令和3年7月30日 (令和3年2月25日職員調査)	(不適切事項) 契約事務において、環境整備業務委託契約(長期継続契約、契約総額19,690,000円)について、前金払をすることができる経費ではないにもかかわらず、誤って前金払ができる旨の条項を設けていた。	不適切事項については、前金払が可能な経費の認識不足に加え、令和2年4月1日に施行された改正民法へ対応した委託業務標準契約書例(長期継続契約)を参考に契約書を作成するに当たり、記載内容の確認が不十分であったことによるものであり、令和3年10月19日に契約変更を行い、前金払ができる旨の条項を削除した。 今後は、このようなことがないよう、根拠法令及び契約書等の記載内容について、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。